死亡野鳥を発見した時の対応方法について

死亡野鳥を発見し、通報する際に教えていただきたい情報

通報いただく際に、以下の情報をわかる範囲で教えてください。

(1)鳥の大きさ

カラス、ハト、スズメなど身近な鳥と比較したサイズ感を教えてください。

(2)鳥の特徴

カモ類、ハクチョウ、猛禽類の場合は検査対象となる可能性があります。 水かきの有無やくちばし、足の色なども重要な情報になります。

(3)発見した場所

水辺、道路沿いなど、発見した場所を教えてください。

(4)外傷の有無

首や羽が折れている、血が出ているなど

(5) いつ発見したか、いつからそこにあったのか

死亡野鳥のお問い合わせ先

野生の鳥は、餌が採れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられず死んでしまうこともあります。 野鳥が死んでいても、鳥インフルエンザを直ちに疑う必要はありません。

死亡野鳥に関する情報提供や問合せ等については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先

【平日】		
県庁	自然保護課	076-444-3397
砺波市	農業振興課	0763-33-1409
南砺市	林政課	0763-23-2017
県砺波農林振興センター	企画振興課	0763-32-8130
【夜間・休日】		
県庁	自然保護課	076-431-4111(県庁代表)

野鳥との接し方について

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、人に感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

- ・死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等 を使用してください。
- ・日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- ・野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれる おそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まない よう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- ・不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。